

福山市市章の使用基準等を定める要綱

(目的)

第1条 この要綱は、福山市（以下「市」という。）以外の者による市の市章（大正6年告示第19号。以下「市章」という。）の使用を認めることによって、市の尊厳を維持しつつ、市の認知度及びイメージを高めることを目的とする。

(使用の原則)

第2条 市章は、市を象徴するものであるため、その取扱いに当たっては、その意義を失わせることがあってはならず、適正かつ慎重に取り扱わなければならない。

(使用基準)

第3条 市章の使用は、次の各号のいずれかに該当する場合に承認するものとする。

- (1) 市が共催する事業において使用する場合
- (2) 報道機関が報道又は広報の目的で使用する場合
- (3) 市内の自治会等の地域団体、社会教育関係団体その他市長が認める団体の活動（営利目的のものを除く。）で使用する場合
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場合

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、市章の使用を承認しないものとする。

- (1) 市の資産、職員又は市の事業と誤認されるおそれがあるとき。
- (2) 著作権、商標権その他の知的財産権を有する者の事業等と誤認されるおそれがあるとき。
- (3) 市の名誉を傷つけ又は信用を失墜させるおそれがあるとき。
- (4) 政治、思想又は宗教の活動に使用されるおそれがあるとき。

(使用申請)

第4条 市章を使用する者は、前条第1項第1号及び第2号に掲げる場合を除き、市章使用申請書により市長に申請するものとする。

(使用承認)

第5条 市長は、前条の申請を受けたときは、使用の目的、内容等を審査し、使用の可否を市章使用承認通知書又は市章使用不承認通知書により申請者に通知するものとする。

(使用条件等)

第6条 市長は、前条の市章使用承認に当たり、第1条の目的を達成するため必要があると認めるときは、次に掲げる条件を付することができる。

- (1) 市の認知度及びイメージの向上に努めること。
- (2) 市章の使用に起因する苦情その他の問題が発生したときは、その一切の責任を負い、誠意を持って速やかに解決に努めること。
- (3) 不特定の者に配布又は販売を行う際に市章を使用するときは、当該配布物又は販売物について市の関与はない旨を明示すること。

(4) その他市長が必要と認める事項

(市章を使用した物品の写真等の提出)

第7条 第5条の規定により使用承認を受けた者は、市章を使用した物品（以下「市章使用物品」という。）を作成したときは、当該物品の写真等を速やかに市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に提出を要しないと認める場合は、この限りでない。

(承認の取消し)

第8条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用承認を取り消し、市章使用物品の回収その他の必要な措置を求めることができる。

(1) 虚偽の申請により承認を受けたとき

(2) 市の付した条件に違反したとき

(3) その他使用にふさわしくない行為があったと市長が認めたとき

2 前項の取消しは、市章使用承認取消通知書により使用者に通知するものとする。

3 第1項の規定により使用承認を取り消された場合において、使用者に損害が生じても、市はその損害の責めを負わないものとする。

(使用者の責務)

第9条 使用者は、その承認に基づく市章の使用の権利を他人に譲渡し、又は市章を再使用させてはならない。

2 使用者が市章使用物品を第三者に販売又は配布をさせる場合、使用者は、その第三者に対し、要綱及び使用条件の一切を遵守させるとともに、それらに違反したことによる損害について責任を負うこととする。

(第三者への損害賠償等)

第10条 市章の使用により生じた第三者からの損害賠償請求その他一切の責任は使用者が負うものとし、市はいかなる場合においてもその責めを負わない。

(書類の様式)

第11条 第4条の市章使用申請書その他のこの要綱に規定する書類は、市長が別に定める様式による。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、市章の使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、2019年（令和元年）8月19日から施行する。

附 則

この要綱は、2022年（令和4年）6月7日から施行する。

附 則

この要綱は、2024年（令和6年）4月1日から施行する。